

西日本工業大学研究倫理に関する規則

最終改正 令和4年9月15日

(目的)

第1条 この規則は、西日本工業大学（以下「本学」という。）における研究倫理に関し基本となる事項を定め、健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究倫理とは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 教職員とは、本学に所属する役員及び教職員をいう。
- (3) 学生とは、本学に所属する学部学生及び大学院学生をいう。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、本学の理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、研究倫理の重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第4条 研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、地域・産学連携センター長を持って充てる。

2 研究倫理教育責任者が管理する事項を次の各号に定める。

- (1) 学生及び資金配分機関への研究倫理教育の内容や実施形態の検討
- (2) 研究倫理教育の開催及び受講管理
- (3) 研究倫理教育の啓発活動の推進

3 研究倫理教育責任者は、本学に所属する教職員及び学生に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。

(教育及び研修)

第5条 研究倫理教育責任者は、研究活動の不正を防止する観点から、教職員及び学生その他の本学の構成員に対し、研究倫理の重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 本学における研究倫理教育について、次の各号に定める。

- (1) 対象者は、本学に所属する教職員（専任）、学部学生、大学院学生とする。
- (2) 実施方法は、教職員は教職員研修会、学部学生は1年次前期及び3年次、大学院学生は1年次前期で実施する。
- (3) 内容は、「西日本工業大学における公的研究費の不正防止計画表」に沿うものとする。
- (4) 未受講者については、教職員には研究倫理教育実施時の資料を個別に配付し、学部学生、大学院学生については、ガイダンス担当教員もしくは研究倫理教育責任者が個別に面談のうえ、資料を配付する。
- (5) 本学に本務を有さない者、研究支援人材については、所属している機関で研究倫理教育を受講した際の履修管理簿を確認し、必要な教育を受講しているか適切に管理するものとする。

(理解度の把握)

第6条 研究倫理教育受講者の理解度の把握については、受講後にアンケートを実施し、理解度を把握するものとする。

2 アンケートの結果、理解度が低い受講者に対し、研究倫理教育責任者もしくはガイダンス担当教員が個別に指導するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第8条 この規則に関する事務は、総務企画課が所管する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年11月19日から施行する。
- 2 この規則は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 3 この規則は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 4 この規則は、令和4年9月15日から改正施行する。